

THEペット法塾

京都市「動物との共生に向けたマナー等に関する条例」のコメント

～「罰則による野良猫餌やり禁止条例」に反対する～

2015年（平成27年）3月22日

THEペット法塾代表 弁護士 植田勝博

Tel06-6362-8177、Fax06-6362-8178

京都市議会は平成27年3月20日に、「動物との共生に向けたマナー等に関する条例」（いわゆる「野良猫餌やり禁止条例」）を賛成多数で可決した。

同条例のパブコメに寄せられた意見は3005通あり、野良猫に関する意見はその内の94%を占め、さらにその殆んど（95%）が反対の意見（賛成はわずか3%）でこれを踏みにじった暴挙である。

京都市マナー等条例は、野良猫を含む動物への不適切な餌やりについて、周辺の生活環境を損ない、市長の定める基準に違反するときは、猫餌やりの中止の勧告、命令、罰則を課すものである（9条、10条）。条例は平成27年7月1日から施行し、罰則は同年10月1日から施行する。

京都市の野良猫などへの餌やり禁止条例は、東京都荒川区に続くものである。

条例は、市長により動物への餌やり行為の規制内容の基準を作り、基準とする場所、方法、条件などに反する猫餌やりがあれば罰則（行政罰）を課すことが出来る。これにより行政等は、「野良猫餌やり禁止」の看板は掲げるなど、野良猫餌やりの禁止の措置をとることなども出来る。

餌やりの基準は、従前の公報によれば「まちねこ支援事業の要件」（三人以上の団体、自己使用地の確保、町内会等の同意）を満たしたときに猫餌やりを認めるというものである。条例の規制の基準は、「無責任な野良猫餌やり」

「周辺の住民の生活環境の保全」であるが、その基準は市長が決め、無責任、住民の生活環境を損なうか否かは市長が判断をして行政罰を課する。

京都市マナー等条例は、「動物による迷惑等の防止に関する条例」の名称を変えたが、内実は「野良猫餌やりを罰則で禁止規制をする」ものである。

また、京都市は、動物の餌やり（野良猫を含む）の届出制、登録制の検討をすすめている（平成27年3月10日京都市「京都情報館」）。

京都市は、「愛護」と「共生」を多用し、「野良猫への餌やりを禁止しているわけではない。」「ルールに従わない餌やりによって周辺住民に迷惑が及ぶことを防止する基準にあたらぬケースなら規制しない」とするが、虚偽的な説明である。

周辺住民への迷惑の判断は行政がし、本来自由である所有者のいない動物への餌やりについて規制ないし罰則で禁止するものである。所有者のいない動物（野良猫以外の動物を含めて）への餌やりは本来自由であるところ、市長がその内容を事前に一般的に決めて罰則を課すことは、動物と人との憲法13条の自由権、幸福追求権を侵害する。

野良猫については、平成24年8月の改正動物愛護法により、「殺す行政」から「生かす行政」へと転換し、行政は殺処分を目的とする野良猫の引き取りをしない（法35条、附帯決議8項）、野良猫を保護し生かすについては、従来の猫餌やりが築いてきた「地域猫」活動を、官民一体で行う（付帯決議8項）とし、猫の遺棄、殺傷行為を厳罰化した。京都市条例は、野良猫餌やり（給餌、TNR）が地域猫の土台であるところ、これを規制禁止するもので、動物愛護法に反する違法なものである。

京都市は、THEペット法塾の、京都市条例に対するパブコメ意見及び平成27年2月7日の「京都市条例案は形を変えた殺処分」とする京都集会で出された意見について、平成27年2月12日付京都市広報（京都市情報館）にて、「全国に誤った情報を流して誤解をさせた」との虚偽の公報をし、その後、同公報日を2月12日から2月6日付に遡らせる公報をした。

またパブコメの「反対」意見を「反対」とせず、「提案」に入れ、反対数を故意に減らすなど、社会を欺くような操作と公報は社会への詐欺という他ない。

京都市の度重なる虚偽の公報は品位と信頼性を著しく欠き、劣悪であり、まともな行政や団体の行為とは認め難い。

京都市は「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」、「人にも動物にも心地よいまち」、等の美辞麗句を並び立てるが、その実態は政令指定都市としては初めて、野良猫への餌やりを「迷惑」として罰則で禁じ、犬と猫をまちから追い出して門を閉じる「犬や猫に閉鎖的な社会」の実現を目指すものである。このようなまちが、犬や猫にとって「心地よいまち」であるはずがない。野良猫の迷惑、猫餌やりの迷惑と理解する無知や無理解の「冷たい目」の蔓延する「うるおいのないまち」にするものである。

京都市条例は、動物愛護管理法の根底にある「国民、市民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛、平和の情操の涵養に資する」ものではなく、「野良猫」という弱い立場にあるものの「命と感受性」への思いやりを欠くもので、その社会は、弱い立場にある人に対する思いやりを欠き、弱い者への排除、攻撃をするまちにすることは明白である。京都市条例は、野良猫を受け入れる社会、「野良猫と共生」するまちとは反対の極にあり、野良猫の命と共生をはかろうとする動物愛護法に違反するものである。

歴史上の偉人達が社会に送り続けてきたメッセージ「社会における倫理の成熟度は、動物に対する対応で分かる」という言葉において、京都市の「人への迷惑」のみをもって弱い野良猫への餌やりを罰則で禁じて、野良猫を排除する条例は、倫理を欠き、品格のない、文化のレベルの劣るまちと言わざるを得ない。

THEペット法塾は、京都市野良猫餌やり禁止条例の廃止を求め、他の地域で「第2の京都市条例」をつくらせないこと、野良猫を社会で受入れ、共生し、野良猫問題を解決することを内容とする動物愛護法の改正を求めて活動を進めるものである。

以 上